新兵庫県環境基本計画の概要

第１部　計画の基本的事項
（策定の趣旨、目的、性格、計画期間等）
第２部　兵庫県の環境に関する現状と課題
第１節　環境を巡る概況（時代潮流、国内外情勢）
第２節　兵庫県の基本特性（自然特性、社会特性、環境行政の歩み等）
第３節　兵庫県の環境の現状と課題
第３部　２１世紀の兵庫がめざす環境の姿
第１節　目標
第２節　共生と循環の環境適合型社会の姿
第４部　目標達成への基本戦略
第５部　基本戦略推進のためのとりくみ・施策
第１節　環境学習・教育の展開
第２節　環境に配慮した経済活動の推進
第３節　ネットワークと協働によるとりくみの推進
第４節　優れた環境を公平に享受できるしくみづくり
第６部　環境保全創造のためのとりくみ・施策
第１章　地域環境への負荷の低減
第１節　大気環境の保全
第２節　水・土壌環境の保全
第３節　環境汚染物質対策の推進
第４節　資源循環システムの構築
第２章　自然環境の保全と美しい環境の創造
（ひょうごの森・川・海再生プランの推進）
第１節　自然環境の保全
第２節　美しい環境の創造
第３章　地球環境問題への対応
第１節　地球温暖化防止対策の促進
第２節　オゾン層保護対策の推進
第３節　酸性雨、酸性霧対策や熱帯雨林の保全等の
地球環境問題へのとりくみ
第７部　計画の実効ある推進
第１節　環境に関するとりくみ・施策の総合的な推進
第２節　環境の保全と創造に関する各主体の役割
第３節　分野別・地域別行動計画の策定・推進、
行政活動のグリーン化の推進等

【先導的事業例】

Ⅰ　計画の基本的事項

１　計画策定の趣旨

地域レベルから地球レベルまで我々を取り巻く様々な環境問題の解決を図り、人と自然が調和した将来に渡る持続可能な社会を築くため、平成８年度に策定した「兵庫県環境基本計画」を全面的に見直し、新たな基本計画を策定する。

２　計画策定の目的

○環境の保全と創造に関する県の各種施策を、関係者との連携のもと総合的かつ計画的に推進すること
○県民、事業者、行政等の各主体が、それぞれの役割分担と応分の負担のもと、自発的かつ積極的な環境の保全と創造に取り組むよう方向付けること

３　計画の性格

○兵庫県の環境に関するとりくみ・施策のめざす基本的方向を示した計画
○環境施策を総合的かつ計画的に実施するための県の行政計画
○市町の計画や施策の実施において尊重される基本指針
○県民、事業者、民間団体の活動において尊重されるべき基本指針

４　計画の期間

2030年頃を展望しつつ、主なとりくみ・施策については、原則として概ね10年間に実施していくものをあげている。

ただし、社会経済情勢の変化等に適切に対応できるよう、必要に応じて見直す。

Ⅱ　兵庫県の環境に関する現状と課題

１　環境を巡る概況

(1) 時代の潮流
○社会の成熟化
○少子高齢化と人口減少の進行
○情報化・ＩＴ革命の進展
○グローバル化の進展

(2) 環境に関する国内外の情勢
○都市・生活型公害への変化
○地球環境問題の深刻化
○循環型社会への移行
○環境リスクの顕在化
○生物多様性の危機
○環境効率性の重視等
○持続可能社会の形成に向けたとりくみの活発化

2　兵庫県の基本特性
（自然、社会、県の環境行政の歩み等）

3　兵庫県の環境の現状と課題
○生活行動や経済活動が環境に大きな負荷を与えるものとなっている
○環境の保全と創造と、健全な経済活動が併せて実現できる仕組みが必要である
○様々な分野やレベルで、より多くの活動主体が求められている
○すべての活動主体の参画と協働により強化することが必要である
○環境面における20世紀の負の遺産が多く残っている
○自動車や生活排水などによる様々な都市・生活公害が生じている
○里山やため池など豊かで多様な自然環境が失われている
○地球環境問題には県民一人ひとりの行動が深く関わっている

Ⅲ　21世紀の兵庫がめざす環境の姿

1　目　標

「共生と循環の環境適合型社会」の実現

環境　①心地よい陽の光・大気・水・土に包まれた健やかな環境
②多様な生き物が共生する豊かな自然環境
③個性的な文化や景観に包まれた居住環境

社会　①地域間のみならず世代間の公平が確保されている社会
②環境の保全と創造の仕組みが盛り込まれた経済社会
③環境に負荷を与えない知恵や手立てを定着・発展・伝承する社会

人々　①共生と循環を基調とした暮らしを営む人々
②より良い環境づくりに責任を持って取り組んでいる人々
③健康で文化的な生活を営んでいる人々

Ⅳ　目標達成への基本戦略

1　「ひょうごエコ・ライフスタイル」の創造
県民、事業者、行政が一体となって、５Ｒ生活など環境にやさしい「ひょうごエコ・ライフスタイル」づくりに取り組みます。

2　環境へのとりくみが盛り込まれた社会経済システムの構築
「環境に良いことをしても損をしない」さらに「環境に良いことをしたら儲かる」産業活動システムをつくります。

3　担い手の育成とパートナーシップの形成

県民、事業者、行政が、環境問題について認識を深め、共有し、環境づくりの「担い手」として役割を果たすとともに、環境コミュニケーションを構築し、各主体間のパートナーシップを育成していきます。

4　地域間、世代間の公平性の確保

地域間、世代間において、優れた環境の恵みを公平に享受できるしくみをつくります。

V　基本戦略推進のためのとりくみ・施策

1　環境学習・教育の展開

□様々な場における学習システムの構築

ひょうごエコ・ライフスタイルの創造に向けて、家庭や職場、学校等の様々な場で環境について学習できるシステムをつくる。

□実践に向けての学習・教育活動の展開

すべての人が環境問題を考えるための知識や経験を持てるよう、学習・教育活動の充実を図る。

2　環境に配慮した経済活動の推進

□「環境の保全と創造」の意識を持った生産・消費活動の展開

「環境の保全と創造」の意識が内在した経済活動の展開をめざし、グリーン購入や環境マネジメント(環境管理)システムの導入、環境を重視した市場メカニズムの育成を進める。

□エコビジネス(環境産業)の育成

環境分野における新産業の創出のみならず、コミュニティ・ビジネスの育成や環境創造型農林水産業の推進などを通してエコビジネスを育成する。

□経済的手法の開発と導入

県民、事業者の自発的なとりくみにインセンティブ(誘因)を与える経済的手法の導入をめざす。

3　ネットワークと共同によるとりくみの推進

□自発的とりくみの推進

県民や民間団体、事業者、行政等が責任を自覚し、意思と創意を行動に発揮する。

□相互理解を基盤とした協力・連携活動の推進

すべての活動主体の相互理解を深め、協力・連携できるしくみづくりを進める。

□参画と協働を推進する機能の育成

参画と協働を推進するために、学習の機会や場所等を提供するとともに、様々な活動を支援する。

□環境情報の収集・提供・公開・共有の促進

環境に関する情報を容易に入手し、共有できるシステムを構築する。

□新環境保全協定の推進

新たな課題（地球温暖化対策、循環型社会の形成）に対応した２１世紀型環境保全協定の締結を推進する。

4　優れた環境を公平に享受できるしくみづくり

□広域ネットワーク形成の促進

市町や府県域を超えた広域ネットワークの形成を図るとともに、環境圏に着目した連携を進める。

□国際的な協力・支援の積極的展開

本県の技術・ノウハウなどの蓄積を活用して、環境技術をそれぞれの国・地域に対応させて発信し、国際的な協力・支援を積極的に行う。

□グリーンエネルギーの積極的導入

太陽光発電などのグリーンエネルギーの導入を積極的に推進する。

□環境影響評価制度の適切な運用と新たな展開

県民、事業者、行政、民間団体などの社会的活動(開発工事、施設整備など)を環境の面から評価する制度を整備・拡充する。

□とりくみ・施策の展開に資する調査・研究、監視・観測の推進

県立施設での調査研究の充実を図るとともに、多様な機関との研究の連携を推進する。

□適切な環境保健対策、公害紛争処理の実施

環境保健対策を引き続き進めるとともに、公害苦情に対する対応を強化する。

VI　環境の保全と創造のためのとりくみ・施策

1　地域環境への負荷の低減

資源・エネルギーの循環的、効率的な利用等により、事業活動や日常生活から生じる汚染物質や廃棄物の発生を減少させるとともに、発生した汚染物質や廃棄物を適正に処理するなど、大気、水・土壌環境の保全、環境汚染物質対策、資源循環システムの構築を進める。

(1) 大気環境の保全

大気環境及び騒音の「環境基準」について完全達成をめざし、健康でさわや

かな空気を確保するとともに、質の高い生活環境を創造する。

(2) 水・土壌環境の保全

健全な水循環を確保し、質の高い水環境づくりを進め、水環境及び土壌環境の「環境基準」の達成をめざす。

(3) 環境汚染物質対策の推進

有害な環境汚染物質の管理を徹底し、安全・安心な環境を確保する。

(4) 資源循環システムの構築

持続可能な循環型社会を実現するため、県民等による５Ｒ生活を実践するとともに、「つくる」から「つかう」システムの構築などを通して、事業活動のあり方を循環型に変えていく。

2　自然環境の保全と美しい環境の創造（ひょうごの森・川・海再生プランの推進）

土地の利用に際して自然との共生を図るとともに、自然の回復や復元、都市部における自然性の向上等を進め、豊かで多様な自然環境を、健全な水循環の確保に留意しつつ、県民の共有財産として保全し、また、文化財や歴史的まちなみなどの保全・継承を進め、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造していく。

(1) 自然環境の保全

□多様な生き物と共生する自然豊かな環境の創造

里山やため池など多様な生き物と共生できる自然豊かな環境を整備する。

□人と自然とのふれあいの機会と場の拡充

自然公園などにおける人と自然とのふれあいの機会と場を拡充する。

(2) 美しい環境の創造

□優れた環境資産の保全と継承

森林や農地、藻場・干潟、そして文化財や歴史的まちなみといった優れた環境を保全しつつ、次の世代へ継承していく。

□さわやかな緑の創造の推進

さわやかな緑の創造を通して、ゆとりと潤いのある美しい環境の保全と創造に努める。

□健全な水循環の確保

自然の水循環の持つ恩恵を最大限享受できる新しい水循環のしくみを構築する。

□優れた景観の保全と創造

人々が誇りに思う美しい景観をつくる。

□環境に配慮した地域づくり

自然のシステムにかなった県土利用を図るとともに、環境創造を先導するまちづくりを進める。

3　地球環境問題への対応

参画と協働により、資源・エネルギーの循環的・効率的な利用やグリーンエネルギーの導入を図り、地域における地球環境保全へのとりくみを進める。

また、本県の環境の保全と創造に関する豊富な経験と優れた技術の蓄積を生かし、積極的に国際協力や国際交流を行うことにより、地球環境の保全に貢献していく。

(1) 地球温暖化防止対策の促進

2010年度の温室効果ガス総排出量を1990年度に比べ６％削減する。

(2) オゾン層保護対策の推進

フロン回収を促進するなどオゾン層保護対策を進める。

(3) 酸性雨、酸性霧対策や熱帯雨林の保全等の地球環境問題へのとりくみ

原因物質の削減などにより酸性雨、酸性霧対策を進めるとともに、熱帯雨林の保全などの地球環境問題へのとりくみを進める。

Ⅶ　計画の実効ある推進

1　環境に関するとりくみ・施策の総合的推進

○県民、事業者、民間団体等と一緒になった計画推進

○県の環境施策の総合的かつ戦略的推進

・環境適合型社会形成推進会議

・環境創生５％システム

○計画の確実なフォローアップ

2　環境の保全と創造に関する各主体の役割

(1) 県民(個人)の役割

○環境にやさしいライフスタイルの確立

○環境の保全と創造に関するとりくみへの参加・協力

○環境学習への参加と知識の伝承　等

(2) 県民(民間団体)の役割

○パートナーシップの形成

○県民の自発的・積極的意識の行動化

○専門的知識・技術の活用　等

(3) 事業者の役割

○事業活動における環境負荷の低減

○地域の一員としての環境の保全等のとりくみへの参加・協力

○環境コミュニケーションの確立　等

(4) 行政(兵庫県、市町)の役割

○施策の総合的・計画的な推進

○社会的経済的しくみづくり

○パートナーシップの形成ととりくみへの支援　等

3　分野別・地域別行動計画の策定・推進、行政活動のグリーン化の推進等

○分野別計画の推進

○地域別行動計画の策定・推進

○阪神・淡路大震災からの復興にあたっての環境配慮

○行政活動のグリーン化の推進

○先導的事業の実施と成果の活用

Ⅷ　先導的事例

①　尼崎２１世紀の森構想の推進

産業構造の変化等によって遊休地化した工場跡地等を、水と緑豊かな環境に回復・創造し、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活環境を創出するとともに、環境関連産業等の集積による地域経済の活性化を図ることによって、「環境の世紀」を切り開く先導的な環境共生型まちづくりのモデルを兵庫から世界に発信する。

②　21世紀の環境創造をリードする瀬戸内海沿岸域の再生

人と自然が共生する新たな沿岸域環境を創造するため、瀬戸内海沿岸域のそれぞれの地域特性の異なる９エリアについて、水質・底質、生物及びその生息空間、親水性、景観の４つの環境要素の向上をめざして、住民・ＮＧＯ・事業者等の参画と協働による新たな枠組みを構築し、総合的・計画的なとりくみを進める。

③　主要幹線道路沿道地域における自動車対策の推進

人口や産業が集積する神戸・阪神地域及び播磨地域において、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動の問題解決を図るため、「新自動車ＮＯx・ＰＭ計画」の策定や「自動車公害防止計画」の改定により、低公害車の普及促進による発生源対策、ロードプライシング等の経済的手法の導入をはじめとする自動車公害対策を総合的に推進する。

④　広域リサイクル拠点の整備促進

阪神間から西播磨地域に至る瀬戸内海臨海部において、工場施設、人員等の既存インフラを活用しながら、循環型社会の形成に不可欠なリサイクル施設及び適正処理施設の一体的な整備を促進し、21世紀をリードする動脈産業と静脈産業とのバランスの取れた健全な物質循環の構築をめざす。

また、県としても、民間活力の積極的な導入を図るため、施設整備にかかる財政的な支援措置や規制緩和を行うほか、必要に応じて公共関与による施設整備を図る。

⑤　森のゼロエミッション構想の推進

森林や農地を産業・生活空間の主体とする農山村地域において、間伐材等の資源の有効活用と再生可能なローカルエネルギーの導入等により、地域内ゼロエミッションと地域資源を利用した環境産業の創出を達成し、地域の活性化や人と自然にやさしい新しい森林文化の創造をめざす。

⑥　食のゼロエミッション構想の推進

一般家庭から排出される生ごみや、食品関連産業から排出される食品残さ等の有機性資源について、その再生利用とともに発生抑制・減量化を促進し、地産地消、地域農産物のブランド化等の取組との相乗効果を高めつつ、「農」の営みが本来有している自然循環機能を最大限活用することによって、循環型社会の構築を

めざす。

⑦　上山高原エコミュージアム(仮称)の推進

イヌワシなど貴重な野生生物の生息する上山高原及びその周辺地を、県民共有の財産として次代へ継承するために、幅広い県民の参画と協働により、多彩な体験型プログラムの企画運営、エコツーリズム等の新たなコミュニティビジネスの展開等、持続的な自然環境の保全を図りながら地域振興にも寄与する、新しい環境保全・利用の拠点として「上山高原エコミュージアム（仮称）」を推進する。

⑧　野生動物等との共存をめざすワイルドライフマネジメントの推進

人と野生動物と森林等の豊かな共存をめざし、野生動物が人間に害を及ぼすに至った原因の改善等の根治的な問題解決に向けて、生息地管理・個体数管理・被害管理を科学的・計画的に進める「ワイルドライフ・マネジメント」を推進する。

⑨　循環社会を支えるエコビジネスの振興

鉄鋼・造船などの重厚長大型基幹企業を中心に全国の環境ビジネスをリードする本県の潜在的能力を最大限に活用しながら、環境・エネルギー関連企業の集積を図るため、循環型社会先導プロジェクト事業の推進等、県内企業の環境と調和した事業活動を促進するための総合的な施策を展開する。

⑩　参画と協働を進める環境コミュニケーション基盤の整備

インターネット等新たな通信技術や情報網を活用して、県民や事業者の個々のニーズに対応した環境情報の提供や実践活動に対する相談・助言機能の拡充を図るとともに、県民－行政－事業者間の新たなコミュニケーションの場を創出することより、県民の参画と協働を積極的に推進し、環境づくりのとりくみの効果的な推進を図る。